

ご加入の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

各事項の詳細については、パンフレット（MS 1 利用の場合は申込画面、以下同じ）の該当箇所を必ずご確認ください。

■ 団体定期保険とは

この保険は、企業・団体の従業員・所属員などの方について、万一のときの保障を確保するために、企業・団体を契約者として運営する団体生命保険です。

■ 保険期間

保険期間は2026年4月1日～2027年3月31日までの1年間です。

いったん加入されますと、以後特段の申し出がない限り、加入資格を喪失されるまで、自動更新で継続してご加入いただくことが可能です。

なお、この「契約概要・注意喚起情報」およびパンフレットにおける「加入日」とは、本契約に新規に加入された日のことで、原則、新規加入時にご覧になられたパンフレットに記載の保険期間の開始日になります。

■ 主契約保険金をお支払いする場合

被保険者の方が、保険期間中に次のような状態になられた場合に、主契約保険金をお支払いします。（主契約保険金をお支払いした場合、保障は消滅します。）

- (1) 死亡されたとき
- (2) 加入日以後に生じた傷害または疾病が原因で約款所定の高度障害状態になられたとき

「約款所定の高度障害状態」の内容や保険金をお支払いできない場合などの詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。

■ お引受条件（加入資格、保険金額、特約、保険金受取人など）

加入資格や保険金額、付加された特約内容、保険金受取人の取扱などの詳細は、必ずパンフレットの該当箇所をご覧ください。

なお、ご加入後に加入資格を失われた場合は、この保険契約から脱退していただく必要があります。

■ 保険料について

保険料は、毎年の更新日時点の加入状況・加入者の年齢に基づき、契約ごとに算出し変更します。

お支払方法（回数・経路）などにつきましてはパンフレットの該当箇所をご覧ください。

■ 配当金について

この保険は1年ごとに收支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金をお支払いします。

したがって、ご契約全体における1年間のお支払保険金が多い場合、配当金はゼロとなることもあります。

■ 脱退による返戻金について

この保険契約には、脱退による返戻金はありません。また、満期返戻金もありません。

■ 引受保険会社

この保険契約は共同取扱契約です。引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

詳細につきましてはパンフレットの【引受保険会社および引受割合】の欄をご覧ください。

[事務幹事会社] 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 〒104-8258 東京都中央区新川12-27-2

[お問い合わせ先] 新契約部 団体保険契約グループ TEL 03-5539-8391 平日／9:00～17:00

MS&ADインシュアランスグループ 団体定期保険 注意喚起情報

ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

各事項の詳細については、パンフレットの該当箇所を必ずご確認ください。

■ クーリング・オフ

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

■ 保険の保障開始時期について

ご提出された加入申込書兼告知書（MS 1 利用の場合は申込画面で入力された内容）に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は加入日（2026年4月1日）から、ご契約上の責任を負います。

なお、生命保険会社の社員・代理店には、保険への加入を決定し責任を開始させるような代理権はありません。

■ 告知の重要性について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といいます。ご加入・保険金増額のお申込みにあたっては、告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに、正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知受領権は、引受保険会社および引受保険会社の指定した医師だけが有しています。生命保険募集人（保険会社社員・代理店を含みます。）、契約者の職員などには告知受領権がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。
告知をされる場合は、引受保険会社所定の書面（告知書）をご提出（MS 1 利用の場合は「告知事項」画面をご入力）ください。
- 傷病歴などがある方を全てお断りするものではありませんので、ありのままを正確に告知ください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約のうちその被保険者の方のお申込部分が解除され、保険金をお支払いできないことがあります。

■ 告知事項に関する補足・ご注意

● 「医師の治療・投薬」には、診察・検査や入院、療養の指示、生活の指導を含みます。

● 「2週間以上にわたり」とは、医師への初診日～治療終了日が2週間以上であることを言います（投薬、経過観察期間を含みます。実際の診療日数ではありません）。例えば次のケースはいずれも、「2週間以上にわたり」に該当します。

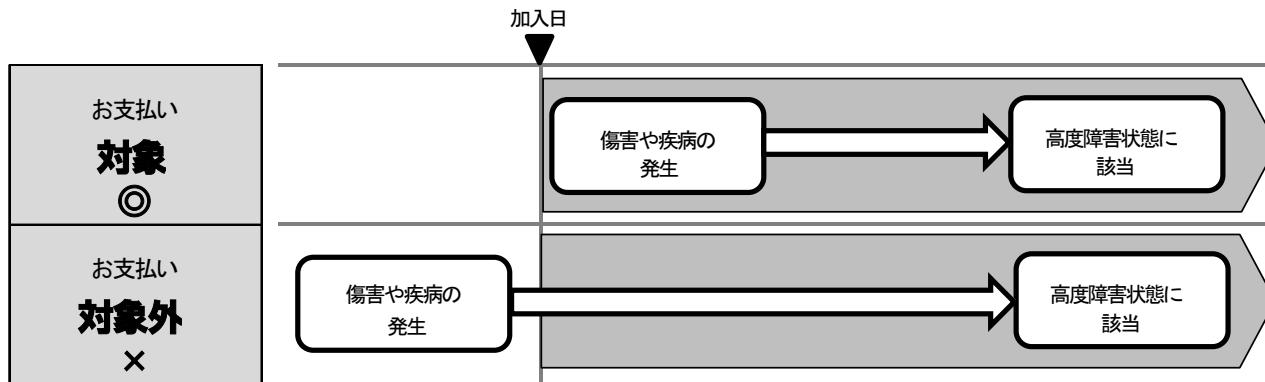
<例1> 1日通院し、2週間以上の薬をもらった場合

<例2> 1日通院し、2週間後に再び通院して完治と診断された場合

■ 保険金をお支払いできない場合（主なもの）

次のいずれかに該当された場合、保険金のお支払いができません。詳細につきましては、パンフレットをご参照ください。

- 加入日から1年以内における被保険者の自殺
- 契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき
- 加入日前に生じた傷害や疾病を原因として約款所定の高度障害状態になられたとき（その傷害や疾病を告知いただいた場合でもお支払いの対象とはなりません。）



- 契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除されたとき
- 契約者または被保険者に詐欺の行為があり、契約の全部またはその被保険者の部分が取消となったとき
- 契約者または被保険者に保険金・給付金を不法に取得する目的または保険金を不法に取得させる目的があり、契約の全部またはその被保険者の部分が無効になったとき
- 契約者、被保険者または保険金受取人が保険金などを詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、パンフレットに記載の「重大事由」に該当し、保険契約の全部またはその被保険者の部分が解除されたとき

(※) 例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による無効を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、加入日からの年数は問いません。（告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にも取消となることがあります。また、取消となった場合には既に払い込まれた保険料については返金されません。）

■ 保険会社の財産の状況が変化した場合

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額などが削減されることがあります。

■ 生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額が削減されることがあります。これらの取扱いについては現在の法令に基づくものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱に関するお問い合わせ先)

生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820 月～金曜（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス ; <https://www.seihohogo.jp/>

■ この商品にかかる指定紛争解決機関は、（一社）生命保険協会です。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス ; <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

■ 保険金のご請求について

保険金のご請求は、団体（保険契約者）経由で行っていただく必要がありますので、パンフレットに記載の【保険金をお支払とする場合】に該当した場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合についても、すみやかにパンフレット記載の【お問い合わせ先】にご連絡ください。

なお、保険金は、3年間ご請求がないと、原則としてご請求の権利がなくなります。

この書面はとても重要なものですので、パンフレットとともに大切に保管ください。